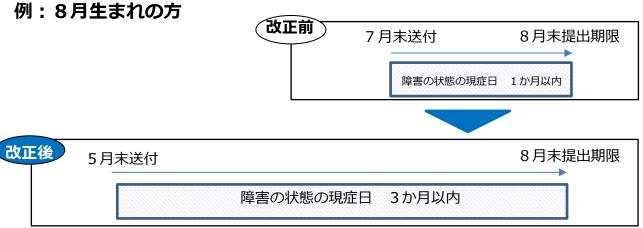
障害年金を受けている方へ

令和元年から 障害状態確認届(診断書)等の手続きが 変更されます。

① 障害状態確認届(診断書)の作成期間が拡大されます。

- 障害状態確認届(診断書)の作成期間が提出期限1か月以内から3か月 以内に拡大されます。
- これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届(診断書)の 用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。
- この取扱いは提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。
- 仮に障害の状態が悪化している場合でも、年金額の改定は提出期限(誕 **牛日の属する月の末日**)の翌月からとなります。



障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が拡大さ れます。

- これまで障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障 害の状態を記入した診断書を添えることとされていました。
- 変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を 添えてください。
- この取扱いは令和元年の8月以降の請求分が対象です。



